

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十二号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項事務の欄中18を20とし、12から17までを14から19までとし、同欄11中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同欄中11を13とし、10の次に次のように加える。

- 
- |    |                       |
|----|-----------------------|
| 11 | 法第十一条の二第二項の規定による届出の受理 |
| 12 | 法第十一条の二第二項の規定による届出の受理 |
- 

別表第一の二十六の項事務の欄に次のように加える。

- |    |                        |
|----|------------------------|
| 21 | 法附則第十一条第一項の規定による助言又は指導 |
| 22 | 法附則第十一条第二項の規定による勧告     |
| 23 | 法附則第十一条第三項の規定による命令     |
- 

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。